

**契約締結前交付書面（暗号資産関連店頭デリバティブ取引）
（『Lightning FX』および『Lightning Futures』取引説明書）**

2020年 5 月 1 日

暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっては、本書面の内容を十分に読んでご理解ください。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、元本及び利益が保証された取引ではなく、取引対象である暗号資産の価格の変動により損失が生じることがあります。また、多額の利益が得られることがある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、お取引を開始する場合や継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご理解いただき、お客様の資力、取引経験及び取引目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引いただくようお願いいたします。

目次

暗号資産関連店頭デリバティブ取引のリスク等の重要事項について	3
暗号資産関連店頭デリバティブ取引の仕組みについて	6
暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る契約の概要	6
租税の概要	6
契約終了事由	6
当社概要	6
苦情または相談先	6
紛争解決のための措置	7
用語の説明	8
暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する禁止行為	9
取引内容等の説明	11
1. 取引の種類	11
2. 取引方式	11
3. 注文受付及び約定処理に係る方針	11
・ 取扱通貨・ペア・注文数量	11
・ 取引価格の急変を防止するための措置	11
・ Lightning FXの取引ルール	12
・ Lightning Futuresの取引ルール	15
・ 証拠金	17
・ 追証ルール	18
・ ロスカットルール	19
・ 証拠金の振替入金と振替出金	19
4. 大規模なブロックチェーンの分岐現象への対応	19
5. 手数料等に関する事項	20
6. 事業報告書・直近の財務書類の内容	21
暗号資産の性質に関する説明	21
本説明書は、金融商品取引法第37条の3および一般社団法人 日本暗号資産取引業協会の定める暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る顧客の管理及び説明に関する規則・ガイドラインの規定に基づきお客様に交付する書面です。	

暗号資産関連店頭デリバティブ取引のリスク等の重要事項について

【手数料等について】

取引手数料は無料ですが、ロールオーバー（同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すこと）により、スワップポイントの支払いが発生します。また、Lightning FXでは、Lightning FX 取引価格と Lightning 現物（BTC/JPY）取引価格が5%以上乖離している場合、約定ごとにLightning FX SFD (Swap For Difference)と呼ばれる費用または報酬が発生します。

【証拠金について】

本取引を行うには、証拠金の差し入れが必要です。必要となる証拠金の計算式については、詳細は「取引内容等の説明」をご確認ください。

【暗号資産関連店頭デリバティブ取引のリスクについて】

(1) 価格変動リスク

暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、取引対象である暗号資産の価格等の変動等により損失が生ずることがあります。

さらに、取引金額がその取引についてお客様が預入れる証拠金の額と比して大きいため、その損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。

需給バランスの変化や、物価、法定通貨、他の市場の動向、天災地変、戦争、政変、法令・規制の変更、暗号資産に係る状況の変化、その他予期せぬ事象や特殊な事象等による影響により、急激に価格等の変動が起きることがあり、値動きの状況によって注文が約定しない場合や意図した取引ができない可能性又は意図しない取引が成立する可能性があります。

暗号資産の価格がゼロになる可能性があることも重ねてご認識ください。

(2) 暗号資産・ネットワークによるリスク

1 暗号資産は法定通貨ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。特定の者によりその価値を保証されているものではありません。また、暗号資産は、必ずしも裏付けとなる資産を持つものではありません。

2 ハードフォーク、ソフトフォーク等によりブロックチェーンが分岐し、大幅な価値下落が発生する可能性や取引が遡って無効になる可能性があります。当社は、分岐の前後に対象暗号資産を使った決済、対象暗号資産の預入および送付等の取引を受け付けない期間を一定期間設ける可能性があります。また、分岐を恒久的ではないと当社が判断した場合その他の事情により、関連暗号資産の全部または一部を取り扱わない場合があります。当社は、ブロックチェーン分岐、その他暗号資産の仕様の変更またはエアドロップ等の事象等が生じる場合、当社の任意で対応の有無および対応内容を決定するものとします。

3 悪意ある者が暗号資産のブロックチェーンネットワークにおいて51%以上の採掘速度を有した場合、(1) 不正な取引の正当化 (2) 正当な取引の拒否 (3) 採掘の独占を行うことが可能となるリスクがあります。

(3) ロスカットのリスク

お客様の証拠金維持率が当社の定める水準を下回ったことを当社が確認した場合、お客様のご意思に関わらず、当社は追証ルール、ロスカットルールに基づいて、すべての未約定の新規注文（※ 新規注文とはお客様のリスクが増え

る注文を指します。)を取消したうえで、なお証拠金維持率が当社の定める水準を下回っている場合は強制的に全ての建玉を自動的に反対売買して決済します(ロスカット注文)。また、価格の配信が停止し再開される場合において停止前と再開後の価格が異なるなどにより強制的にロスカット取引が発生する可能性があります。

ロスカットの場合でも、相場の急激な変更により損失の額が預入証拠金の額を上回る可能性があります。

評価損益・必要証拠金等は Lightning FX/Futures で合算されます(各板の建玉は相殺されません)。複数板で建玉を建てている場合、いずれかの板における急激な相場変動等によりロスカット等のリスクがありますのでご注意ください。

(4) 流動性リスク

市場動向や取引量等の状況により、取引が不可能もしくは困難となる、または著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。また、注文が売りまたは買いどちらか一方に偏り約定に時間がかかる、もしくは取引が成立しない可能性があります。

(5) 信用リスク

当社の業務や財産状況が悪化した場合には、お客様が損失を被る可能性があります。

なお、当社においては、お客様から預託を受けた証拠金は金銭信託により自己資金と区分して管理しております。

(6) スワップポイントに関するリスク

取引対象である暗号資産の価格の変動等とは関係なく、商品の売建玉、または買建玉をロールオーバーすることでスワップポイントの支払が発生します。取引商品の原資産である暗号資産等の価格等の変動、金利の変動によっては、スワップポイントが変動することがあります。

(7) SFD (Swap For Difference) に関するリスク

Lightning FX では、Lightning FX 取引価格と Lightning 現物 (BTC/JPY) 取引価格が 5% 以上乖離している場合、Lightning FX SFD が発生します。価格変動により注文発注時点と注文約定時点の価格乖離が異なることがあります。

(8) システムリスク

1 お客様が行う暗号資産の取引は、電子取引システムを利用する取引です。お客様が注文の入力を誤った場合またはその他の要因等により、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。また、注文の種類や市場の状況等により、お客様の意図しない取引結果となる可能性があります。

2 当社またはお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信障害や、地震、落雷、火災その他の天災地変、サイバー攻撃等さまざまな原因で、一時的または一定期間にわたって電子取引システムを利用できない状況が起こる可能性があります。また、お客様による注文指示の当社システムへの遅れ・未着により注文が無効となる可能性や、注文が消失する可能性、意図しない取引結果が生じたり、約定しなかったりする可能性があります。また、電子取引システム障害時には、当社が取引執行を含むサービスの全部または一部を停止もしくは制限することがあります。

3 当社のシステムが算出している暗号資産購入・売却価格が異常値となる可能性があります。システムの異常等いかなる事由であれ、提示価格が、市場実勢相場と大幅に乖離している等、誤りもしくは異常値である、または不公正な価格形成に基づくものと当社が合理的に判断する場合には、当該提示価格を無効とし、当社の判断で当該提示価格に基づいたお客様の約定を取り消しさせていただくことがございますのであらかじめご了承ください。

(9) スリッページに関するリスク

成行注文、成行注文を含む特殊注文を行う場合、発注時に取引画面に表示されている価格と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該価格差（スリッページ）は、お客様端末と当社システム間の通信および、注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

【預託を受けた財産の管理方法について】

お客様から預託を受けた金銭は、日証金信託銀行株式会社への金銭信託により、当社の自己資金とは区分して管理します。

【その他留意事項】

暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象にはなりません。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引の仕組みについて

bitFlyer Lightning FXおよびbitFlyer Lightning Futuresの取引方法、証拠金等の詳細については、「取引内容等の説明」にてその内容を必ずご確認ください。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る契約の概要

当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の概要は、11ページ以下に記載のとおりです。

租税の概要

日本国内の暗号資産に関する税金の取扱については、詳しくは税務署または税理士にお尋ねください。なお、現段階での日本の税務当局の見解は以下の通りであります。将来において改正される可能性があります。

- お客様が暗号資産関連店頭デリバティブ取引で得た譲渡益（キャピタルゲイン）に対して、雑所得として所得税が課税されます。
- 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象から、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る雑所得は除外されます。

契約終了事由

お客様が以下の事由に該当した場合、当社はお客様との契約を終了させることができるものとします。

- お客様が本書面その他当社の定めるルールに違反した場合
なお、お客様が損失を被った状態で建玉の全部または一部が決済される場合もあります。この場合、決済で生じた損失については、お客様が責任を負うことになります。
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
なお、お客様より契約の解除（アカウント解約）をご希望の場合は、当社ホームページ上のお問合せフォームより当社にご連絡をお願いいたします。解約手数料はかかりません。

当社概要

商号等 株式会社 bitFlyer
令和元年法律第28号附則第10条第1項に基づくみなし金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）
本店所在地 〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1
主な事業 金融商品取引業、暗号資産交換業
加入協会 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会
設立年月日 平成 26 年 1 月 9 日
資本金 20 億 6119 万 1378 円

苦情または相談先

お取引やサービスについてのお問合せは、こちらよりご連絡ください。

- **お問合せフォーム** (<https://bitflyer.com/ja-jp/contactpage>)
- **メール:** info@bitflyer.com
- **郵送先:** 〒107-6230 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー 30F
株式会社 bitFlyer 宛
- **電話番号:**
苦情受付専用窓口: 03-6434-7624
不正ログインなど不正利用受付専用窓口: 03-6434-7957
お取引やサービスに関するお問合せ: 03-6434-5864
 - 受付時間 平日 9 時 30 分 ~ 17 時 30 分
 - 日本語対応のみとなります。
 - 時間外のお取引やサービスに関するお問合せは、お問合せフォーム (<https://bitflyer.com/ja-jp/contactpage>) よりご連絡ください。メールにて返信させていただきます。

紛争解決のための措置

暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する苦情および紛争の解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC（フィンマック）」）を利用することができます。（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付窓口

お申し出先

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC（フィンマック））

〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館
電話番号：0120-64-5005
受付時間：平日9:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）

用語の説明

- **約定**
金融商品において売買取引が成立することを指す意味で使われる言葉です。
- **建玉（ポジション）**
新規に売買約定されて、まだ決済をしていない約定のことをいいます。
- **売建玉（売りポジション）**
売付取引のうち、決済が終了していないもの。
- **買建玉（買いポジション）**
買付取引のうち、決済が終了していないもの。
- **買戻し**
売建玉を手仕舞う(売建玉を減じる)ために行う買付取引。
- **暗号資産交換業者**
暗号資産交換業は、金融庁・財務局の登録を受けた事業者のみ行うことができます。
- **金融商品取引業者**
暗号資産関連店頭デリバティブ取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者のことをいいます。
- **差金決済**
暗号資産とその対価となる通貨の交換を行わずに、取引の結果生じた差損益金(=差金)を受払うことで清算する決済方法。暗号資産関連店頭デリバティブ取引では、反対売買を行い、暗号資産の受け払いを建玉によるものと反対売買によるものとで相殺する一方、建玉と反対売買の間に発生した差損益金を受け払います。
- **スリッページ**
注文を行ったときの値段と約定したときの値段とのズレ幅。
- **スワップポイント**
取引商品の原資産である暗号資産の価格等の変動等とは関係なく、商品の売建玉、または買建玉をロールオーバーすることでスワップポイントの支払が発生します。スワップポイントは、金利情勢等に応じて当社が毎日決定します。取引商品の原資産である暗号資産等の価格等の変動、金利の変動によっては、スワップポイントが変動することがあります。
- **デリバティブ取引**
その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- **追証**
信用取引などにおいて、差し出している委託保証金の総額が、相場の変動等により必要額を下回った場合に、追加しなくてはならない証拠金のこと。追証になった場合、委託保証金の追加や建玉の決済などにより、金融商品取引業者が指定する日時までに、金融商品取引業者が指定する委託保証金維持率まで回復しなければならない。
- **ロスカット**
お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。
- **ロールオーバー**
暗号資産関連店頭デリバティブ取引において、同一営業日中に反対決済されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。Lightning FX では原則として決済期限が無い取引となっています。

他の用語については、こちら (<https://bitflyer.com/ja-jp/glossary>) をご参照ください。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした暗号資産関連店頭デリバティブ取引、又はお客様のために暗号資産関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- 1 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- 2 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為
- 3 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様(勧誘の日前1年間に、2以上の暗号資産関連店頭デリバティブ取引のあった者及び勧誘の日に未決済の暗号資産関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘は禁止行為から除外されます。)
- 4 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結につき、その勧誘に先立つて、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- 5 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘を受けた顧客が当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- 6 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- 7 暗号資産関連店頭デリバティブ取引について、お客様に損失が生じることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込みせ、若しくは約束させる行為
- 8 暗号資産関連店頭デリバティブ取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込みせ、若しくは約束させる行為
- 9 暗号資産関連店頭デリバティブ取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- 10 本書面の交付に際し、本書面の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- 11 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生じさせる表示をする行為
- 12 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。)
- 13 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- 14 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約に基づく暗号資産関連店頭デリバティブ取引行為をすることその他の当該外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- 15 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用すること、その他不正の手段により取得する行為
- 16 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為
- 17 あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により暗号資産関連店頭デリバティブ取引をする行為
- 18 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の暗

- 号資産関連店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として暗号資産関連店頭デリバティブ取引をする行為
- 19 暗号資産関連店頭デリバティブ取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、暗号資産の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
 - 20 暗号資産関連店頭デリバティブ取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う暗号資産関連店頭デリバティブ取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること
 - 21 暗号資産関連店頭デリバティブ取引につき、新規取引を行う際に、預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が想定元本の25%を乗じた額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
 - 22 暗号資産関連店頭デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻において、預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が想定元本の25%を乗じた額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

取引内容等の説明

1. 取引の種類

bitFlyer Lightning FXおよびbitFlyer Lightning Futuresは暗号資産を原資産とする店頭デリバティブ取引（先渡取引）です。

2. 取引方式

bitFlyer Lightning FXおよびbitFlyer Lightning Futuresは金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う、主に暗号資産を売りたいお客様と買いたいお客様をマッチングさせるための場を提供する店頭デリバティブ取引です。

取引価格は、「競争売買の原則」に基づき決定されます。「競争売買の原則」とは、価格優先の原則（売り注文については最も低い価格の注文が、買い注文については最も高い価格の注文が、また、価格を指定する「指値注文」よりも価格を指定しない「成行注文」が優先する方式）と、時間優先の原則（同じ価格の売買注文がある場合には、時間的に先に発注された注文を優先する方式）から成り立っています。

なお、bitFlyer Lightning FX およびbitFlyer Lightning Futuresでは、当社が流動性の供給を目的とした注文を発注する場合があります。このような注文は、収益を目的としたものではなく、bitFlyer Lightning FX およびbitFlyer Lightning Futuresにおいて十分な数量の買い注文と売り注文を確保することを目的としたものとなります。当該場合においても、フロントランニング（※）、お客様の注文情報の利用・当社注文の優先処理、システム障害が発生した際の当社注文の優先処理その他不公正取引は行っておりません。

※ フロントランニングとは、お客様の注文情報を受けた業者が、他のお客様の注文より前に自分の注文を出す行為を指します。

3. 注文受付及び約定処理に係る方針

・取扱通貨・ペア・注文数量

各サービス・通貨毎の最大・最小発注数量、保有（建玉）制限数量については以下の表をご確認ください。

Lightning FX

取扱通貨ペア	単位	最小発注数量	最大発注数量	保有建玉数量
BTC-FX/JPY	BTC-FX	0.01	1,000	1,000

Lightning Futures

先物の種類	単位	最小発注数量	最大発注数量	保有建玉数量
1 週間先物	BFT	0.001	1,000	1,000
2 週間先物	BFT	0.001	1,000	1,000
3 か月先物	BFT	0.001	1,000	1,000

・取引価格の急変を防止するための措置

bitFlyer Lightning FXおよびbitFlyer Lightning Futuresにおいては、誤発注等による取引価格の急変を防止するため、取引の一時中断を行う制度（サーキットブレーカー制度）を設けております。

サーキットブレーカー制度の概要は、次のとおりです。

発動条件	制限値幅の範囲外における価格での約定が見込まれる発注が行われた場合
基準価格	10 分前の約定価格

制限値幅	基準価格の上下 20%
中断時間	約 5 分間
再開方法	中断時間経過後、板寄せ方式により取引を再開

- ※ 取引を一時中断する間の注文・キャンセルは可能です。
- ※ 10 分前の約定価格がない場合、基準価格は過去に遡ります。
- ※ 取引再開後の 10 分間は、板寄せ方式により決定された一本値を基準価格とします。
- ※ サーキットブレーカーの発動により取引を一時中断し、板寄せにより決定された一本値が制限値幅の範囲外である場合、取引は再開せず中断を継続し、一本値に近接する制限値幅の価格に基準価格を更新し中断を継続します。
- ※ 取引状況を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないと当社が認める場合、サーキットブレーカーの適用を行わない場合があります。
- ※ 取引の一時中断は、サーキットブレーカーの発動条件該当後、当社がその都度定める時とします。条件該当から中断開始まで時間差が生じる場合があります。
- ※ サーキットブレーカー発動中に定期メンテナンス時間に入った場合、サーキットブレーカーによる板寄せが優先されます。
- ※ すべての誤発注により本制度が発動し、取引が中断されるわけではありません。発動条件については、上記概要をご確認ください。
- ※ 本制度導入によって生じる機会損失を含む、いかなる機会損失において当社は責任を負いません。

板寄せとは売注文と買注文を規定の優先順位に従って順次対当させながら数量的に合致する価格を求め、当該価格を単一の約定価格として売買を成立させる方法です。優先順位は以下のとおりです。

売注文

- ① 成行注文 ② 価格の低い指値注文

買注文

- ① 成行注文 ② 価格の高い指値注文

なお、同一価格の指値注文がある場合、先に発注された注文が優先約定されます。成行注文の場合、一本値が決定されるまでの注文はすべて同時に発注されたものとみなします。

・ Lightning FXの取引ルール

本ルールでは、Lightning FX について説明しております。また、時間につきましては日本時間で記載しております。

Lightning FX は、インターネットにてお取引（口座開設、ご注文、振替入出金等）を受付けます（お電話でのお取引は受付けておりません）。

① 取引日・取引時間

(1) 取引日

Lightning FX の取引日は原則毎日です。

(2) 取引時間・注文受付時間

Lightning FX の取引時間は次のとおりです。

24 時間 365 日

※ 定期・不定期メンテナンスの時間帯は除きます。詳しくはこちら

(<https://bitflyer.com/ja-jp/faq/9-25>) をご覧ください。

※ 定期メンテナンスは毎日午前 4 時 00 分～午前 4 時 10 分に実施いたします。状況により時間帯が前後することがありますのでご了承ください。

②注文

(1) 注文受付時間

24 時間 365 日ご注文を受付けます。ただしシステムメンテナンスの時間を除きます。

(2) 取引の種類

取引の種類は次のとおりです。

1. 新規

- Lightning FX のご注文の際は、あらかじめ証拠金を Lightning FX へ振替入金していただく必要があります。
- ご注文は、証拠金余力の範囲内となります。（証拠金余力とは、評価証拠金額から、建玉必要証拠金額および注文必要証拠金額を控除した金額をいいます。）

2. 決済

- 建玉の決済は、反対売買による差金決済によります。
- 現引・現渡による決済は、次の手数料にて、1 回につき 1 BTC 以上 100 BTC 以下に限りお受けしております。現引・現渡による決済は、1 週間に 1 度までとさせていただきます。ご要望はお問合せフォームよりお知らせください。
手数料は、当社より手順等詳細のご案内をお送りした日の翌営業日における当社任意時点の、Lightning FX 板の加重平均約定価格 × 建玉数量 × 20% で算出した日本円の金額となります。
なお、現引・現渡申込後のキャンセルは承っておりません。

※決済については先入先出法が適用されます。建玉がある場合には決済注文、建玉が無い場合には新規注文となります。

決済注文の際は、古い建玉から順に決済を行い、決済可能数量を超えた差分の注文数量については新規注文となります。

※Lightning FX では決済取引を行わない場合は、建玉を毎取引日自動的にロールオーバーして翌取引日に繰越します。このため、決済期限のないお取引となっています。（ただし、当社の判断により決済期限を設定する場合があります。）

※現引・現渡による決済の申込について、犯罪行為、虚偽の情報に基づく行為、当社規約に違反する行為、その他不正な行為に基づく場合もしくはその恐れがあると当社が判断した場合はお断りする場合がございます。

※注文の指示に要する時間は、当社が指定するインターネット取引画面と bitFlyer Lightning API で異なる場合がございます。

(3) 注文・執行の種類

注文種別	IFD（イフダン）：If Doneの略で、一度に2つの注文を出して最初の注文が約定したら2つめの注文が自動的に発注される注文パターンです。 OCO（オーシーオー）：One-Cancels-the-Other orderの略で、2つの注文を同時に出して一方の注文が成立した際にもう一方の注文が自動的にキャンセルされる注文パターンです。 IFDOCO（イフダンオーシーオー）：IFDとOCOの組み合わせで、IFD注文が約定した後に自動的にOCO注文が発注される注文パターンです。
執行条件	成行注文：価格を指定せず売買の成立を最優先した注文の執行条件です。成行の買い注文を出すと、そのときに出ている最も低い価格の売り注文に対応して注文が成立します。同様に成行の売り注文の場合は、最も価格が高い買い注文に対応して注文が成立します。 指値注文：指定した価格での売買の成立を最優先した注文の執行条件です。指値の買い注文を出すと指値以下の価格にならなければ注文が成立しません。同様に指値の売り注文の場合は、指値以上の価格にならなければ注文が成立しません。 ストップ注文：「トリガー価格以上になったら買い」、「トリガー価格以下になったら売り」という条件付きの成行注文の執行条件です。

	<p>ストップ・リミット注文：「トリガー価格以上になったら買い」、「トリガー価格以下になったら売り」という条件付きの指値注文の執行条件です。</p> <p>※ストップ注文とストップ・リミット注文の違い ストップ注文は、トリガー価格に到達すると「成行注文」が発注されますが、ストップ・リミット注文は「指値注文」が発注されることが両者の違いです。ストップ・リミット注文では指値注文で指定した価格よりも不利な価格で約定することはありません。ただし、値動きの状況によっては約定しないケースがあります。</p> <p>トレーリング・ストップ注文：値動きに合わせてストップ注文のトリガー価格が自動更新される条件付ストップ注文の執行条件です。</p> <p>※IFD（2つ目の注文）、ストップ注文、ストップ・リミット注文、トレーリング・ストップ注文は、注文の発動時点で証拠金が不足している場合、当該注文の発動及び執行が行われませんのでご注意ください。なお、メンテナンスを含むサービス停止の直前に特殊注文がトリガーした場合は、注文の執行がサービス再開後となる可能性がありますのでご了承ください。板寄せにてサービスが再開する場合、注文は当該板寄せに参加します。</p>
<p>執行数量条件</p>	<p>Good 'Til Canceled (GTC)：注文が約定するかキャンセルされるまで有効であるという注文執行数量条件です。</p> <p>Immediate or Cancel (IOC)：指定した価格かそれよりも有利な価格で即時に一部あるいは全部を約定させ、約定しなかった注文数量をキャンセルさせる注文執行数量条件です。</p> <p>Fill or Kill (FOK)：発注の全数量が即座に約定しない場合当該注文をキャンセルする注文執行数量条件です。</p> <p>※IFD、IFDOCOを使用される場合、2つ目のオーダーについても適応されます。</p>

(4) 注文の有効期限

注文の有効期限は 30 日です (bitFlyer Lightning API を利用し期限をご自身で設定した場合は異なります)。ただし、サービスの更新等により注文が取消されることがあります。

(5) 注文取消

未約定の注文は、原則として取消することが可能です。

(6) 注文失効

次に該当した場合、注文は失効します。

1. 有効期限切れの場合 (4) の有効期限後注文は失効となります。
2. ロスカット水準を下回った場合 証拠金維持率がロスカット水準を下回った場合、下回った時点で、すべての未約定の新規注文は失効 (取消) となります。ロスカット注文、ロスカットルールについては、「ロスカットルール」をご参照ください。
3. システムメンテナンス等で注文が失効 (取消) することがあります。

(7) 取引規制

当社にて Lightning FX の取引に異常があると認める場合またはそのおそれがあると認める場合には顧客全員もしくは個別に次のような取引規制を行うことがあります。主な取引規制は次のとおりです。

- 証拠金率の引き上げ
- 注文数量の制限、建玉数量の制限
- 注文の種類制限または禁止
- 取引の停止または中断
- 取引時間の臨時変更
- サーキットブレーカー制度

・ Lightning Futuresの取引ルール

「Lightning Futures（ビットコイン先物）」をお取引いただくにあたり、本ルールをよくお読みになり、内容を十分にご理解ください。

Lightning Futures は、インターネットにてお取引（口座開設、ご注文、振替入出金等）を受付けます（お電話でのお取引は受付けておりません）。

商品の種類、満期日

bitFlyer では、3 種類の満期日の先物がお取引可能です。

- 1 週間先物（直近の金曜日に満期日を迎えるもの）
- 2 週間先物（1 週間先物から 1 週間後に満期日を迎えるもの）
- 3 か月先物（直近の 3, 6, 9, 12 月の最終金曜日に満期日を迎えるもの）

※ただし、3 か月先物の満期日の 2 週間前には、次の 3 か月先物が上場されます。

Lightning Futures の満期日は各商品名のとおりです。

例: 「BTC/JPY-28APR2017」の場合、満期日は 2017 年 4 月 28 日です。

満期日のスケジュール

10:00

新しい満期日の Futures が板寄せ方式で注文受付開始（開始以降、寄り付きまで約定いたしません）

10:30

新しい満期日の Futures の寄り付き（その後、通常通り取引を開始いたします）

11:00

新しい満期日の Futures の Alias 更新

満期日を迎えた Futures 取引停止

12:00

BTC 現物板の板寄せ開始

12:05

BTC 現物板の SQ 値確定

12:30

BTC 現物板で決定した SQ 値による差金決済開始

差金決済の完了後、随時、約定結果を画面に反映いたします。

上記スケジュールは目安となります。状況により、変更が生じる可能性があります。

① 取引日・取引時間

(1) 取引日

Lightning Futures の取引日は原則毎日です。

(2) 取引時間

Lightning Futures の取引時間は次のとおりです。

24 時間 365 日

※ 定期・不定期メンテナンスの時間帯は除きます。詳しくはこちら

(<https://bitflyer.com/ja-jp/faq/9-25>) をご覧ください。

※ 定期メンテナンスは毎日午前 4 時 00 分～午前 4 時 10 分に実施いたします。状況により時間帯が前後することがありますのでご了承ください。

②注文

(1) 注文受付時間

24 時間 365 日ご注文を受付けます。ただしシステムメンテナンスの時間を除きます。

(2) 取引の種類

取引の種類は次のとおりです。

1. 新規

- Lightning Futures のご注文の際は、あらかじめ証拠金を Lightning Futures へ振替入

金していただく必要があります。

- ご注文は、証拠金余力の範囲内となります。（証拠金余力とは、評価証拠金額から、建玉必要証拠金額および注文必要証拠金額を控除した金額をいいます。）

2. 決済

- 建玉の決済は、反対売買による差金決済によります。
- 満期までに反対売買による差金決済を行わなかった場合、建玉は満期日に決定するSQ（清算値）で自動的に差金決済されます。

※決済については先入先出法が適用されます。建玉がある場合には決済注文、建玉が無い場合には新規注文となります。

決済注文の際は、古い建玉から順に決済を行い、決済可能数量を超えた差分の注文数量については新規注文となります。

※Lightning Futures では決済取引を行わない場合は、建玉を毎取引日自動的にロールオーバーして翌取引日に繰越します。

満期日までに反対売買による差金決済を行わなかった場合、建玉は満期日に決定するSQ（清算値）で自動的に差金決済されます。

※注文の指示に要する時間は、当社が指定するインターネット取引画面と bitFlyer Lightning API で異なる場合がございます。

(3) 注文・執行の種類

注文種別	<p>IFD（イフダン）：If Doneの略で、一度に2つの注文を出して最初の注文が約定したら2つめの注文が自動的に発注される注文パターンです。</p> <p>OCO（オーシーオー）：One-Cancels-the-Other orderの略で、2つの注文を同時に出して一方の注文が成立した際にもう一方の注文が自動的にキャンセルされる注文パターンです。</p> <p>IFDOCO（イフダンオーシーオー）：IFDとOCOの組み合わせで、IFD注文が約定した後に自動的にOCO注文が発注される注文パターンです。</p>
執行条件	<p>成行注文：価格を指定せず売買の成立を最優先した注文の執行条件です。成行の買い注文を出すと、そのときに出ている最も低い価格の売り注文に対応して注文が成立します。同様に成行の売り注文の場合は、最も価格が高い買い注文に対応して注文が成立します。</p> <p>指値注文：指定した価格での売買の成立を最優先した注文の執行条件です。指値の買い注文を出すと指値以下の価格にならなければ注文が成立しません。同様に指値の売り注文の場合は、指値以上の価格にならなければ注文が成立しません。</p> <p>ストップ注文：「トリガー価格以上になったら買い」、「トリガー価格以下になったら売り」という条件付きの成行注文の執行条件です。</p> <p>ストップ・リミット注文：「トリガー価格以上になったら買い」、「トリガー価格以下になったら売り」という条件付きの指値注文の執行条件です。</p> <p>※ストップ注文とストップ・リミット注文の違い ストップ注文は、トリガー価格に到達すると「成行注文」が発注されますが、ストップ・リミット注文は「指値注文」が発注されることが両者の違いです。ストップ・リミット注文では指値注文で指定した価格よりも不利な価格で約定することはありません。ただし、値動きの状況によっては約定しないケースがあります。</p> <p>トレーリング・ストップ注文：値動きに合わせてストップ注文のトリガー価格が自動更新される条件付ストップ注文の執行条件です。</p> <p>※IFD（2つ目の注文）、ストップ注文、ストップ・リミット注文、トレーリング・ストップ注文は、注文の発動時点で証拠金が不足している場合、当該注文の発動及び執</p>

	行が行われませんのでご注意ください。なお、メンテナンスを含むサービス停止の直前に特殊注文がトリガーした場合は、注文の執行がサービス再開後となる可能性がありますのでご了承ください。板寄せにてサービスが再開する場合、注文は当該板寄せに参加します。
執行数量条件	<p>Good 'Til Canceled (GTC) : 注文が約定するかキャンセルされるまで有効であるという注文執行数量条件です。</p> <p>Immediate or Cancel (IOC) : 指定した価格かそれよりも有利な価格で即時に一部あるいは全部を約定させ、約定しなかった注文数量をキャンセルさせる注文執行数量条件です。</p> <p>Fill or Kill (FOK) : 発注の全数量が即座に約定しない場合当該注文をキャンセルする注文執行数量条件です。</p> <p>※IFD、IFDOCOを使用される場合、2つ目のオーダーについても適応されます。</p>

(4) 注文の有効期限

注文の有効期限は 30 日です (bitFlyer Lightning API を利用し期限をご自身で設定した場合は異なります)。ただし、サービスの更新等により注文が取消されることがあります。

(5) 注文取消

未約定の注文は、原則として取消することが可能です。

(6) 注文失効

次に該当した場合、注文は失効します。

1. 有効期限切れの場合 (4) の有効期限後注文は失効となります。
2. ロスカット水準を下回った場合 証拠金維持率がロスカット水準を下回った場合、下回った時点で、すべての未約定の新規注文は失効 (取消) となります。ロスカット注文、ロスカットルールについては、「ロスカットルール」をご参照ください。
3. システムメンテナンス等で注文が失効 (取消) することがあります。

(7) 取引規制

当社にて Lightning Futures の取引に異常があると認める場合またはそのおそれがあると認める場合には顧客全員もしくは個別に次のような取引規制を行うことがあります。主な取引規制は次のとおりです。

- 証拠金率の引き上げ
- 注文数量の制限、建玉数量の制限
- 注文の種類別の制限または禁止
- 取引の停止または中断
- 取引時間の臨時変更
- サーキットブレーカー制度

・ 証拠金

Lightning FX・Lightning Futuresでのお取引を行うにあたっては、あらかじめLightning FX・Lightning Futures口座に証拠金を預入れる必要があります。お客様が差し入れている証拠金は、建玉・注文の維持に必要な証拠金額を控除した出金可能額の範囲内でお取引口座へ振り替えることができます。

Lightning FX・Lightning Futuresでは、証拠金状況の確認を随時行っています。証拠金維持率が一定の水準を下回ると「追証 (おいしょう)」「ロスカット」となります。

必要証拠金の額は、実際のお取引の額に証拠金率を乗じて算出される額になります。

証拠金率

25%（レバレッジ4倍の場合）～100%（レバレッジ1倍の場合）

- 証拠金率は、当社の判断により変更する場合があります。
- 評価損益・必要証拠金等は Lightning FX/Futures で合算されます。
- 必要証拠金の算出において、各板の建玉は相殺されないのをご注意ください。

証拠金・損益などの定義は以下のとおりです。

証拠金・損益の種類	説明
評価損益	建玉評価損益 + 未決済スワップ損益 - 手数料
預入証拠金	お客様が当社の取引口座に預入している証拠金です。 ※ ビットコインの預入証拠金は、Lightning 現物（BTC/JPY）の最終取引価格に80%を乗じた金額に換算されます。
必要証拠金	建玉の維持と新規注文に対して必要となる証拠金です。 建玉必要証拠金 + 注文必要証拠金
評価証拠金	預入証拠金 + 評価損益
証拠金維持率	必要証拠金に対する評価証拠金の割合です。 ロスカットなどの判定基準となる比率です。 $\text{評価証拠金} \div (\text{必要証拠金})$
引出可能金額	引出可能な証拠金の金額です。 (評価証拠金 - 必要証拠金) もしくは預入証拠金の小さい方。ただし他の条件により引出が制限される場合があります。
建玉評価損益	建玉に発生している損益のことです。
未決済スワップ損益	建玉のスワップ損益の合計金額のことです。
手数料	取引に係る手数料です。
新規注文	新たに建玉を作成する方の注文です。
返済注文	既存の建玉を返済する方の注文です。
建玉必要証拠金	建玉を維持するために必要となる証拠金です。 建玉ごとの「約定価格 × 建玉数量 × 証拠金率」を合計した額です。 小数点以下は切上げます
注文必要証拠金	新規注文に対して必要となる証拠金額 注文ごとの「注文価格 × 注文数量 × 証拠金率」を合計した額です。 小数点以下は切上げます。
建玉保有上限	建玉保有上限数量は、各板毎に1,000 BTC-FX, 1,000 BFT（含注文数量）です。

・追証ルール

証拠金維持率が当社の定める水準を下回った場合、追証ルールが適応されます。

ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールが適用され、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

この場合、お客様は速やかに金銭を充当し不足金を解消する必要があります。

追証ルールは次のとおりとなります。

1. すべての未約定の新規注文（※ 新規注文とはお客様のリスクが増える注文を指します。）が失効（取消）されます。
2. 証拠金維持率が当社の定める水準超となるように、2 銀行営業日後の 17 時まで追加の証拠金を預入れてください。
証拠金維持率が当社の定める水準を下回ってから 2 銀行営業日後の 17 時時点で証拠金維持率が当社の定める水準を下回っている場合、下記ロスカットルールが適用されます。

・ロスカットルール

相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールが適用されても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。この場合、お客様は速やかに金銭を充当し不足金を解消する必要があります。

- 発生した不足金額以上の現金を入金いただけない場合、当社が任意でお客様の bitFlyer アカウントから Lightning FX・Lightning Futures 口座への振替入金手続を行うことがあります。その際、不足金額の充当に必要な場合によっては、当社が任意で bitFlyer アカウントからの出金・暗号資産の送付指示を取消すこと、注文を取消すこと、お預りする暗号資産等の資産を処分すること、処分の対価を含むお客様が当社に預託している金銭をお客様が当社に負担している債務の弁済に充当することがあります。
当該処理により発生した損失等について当社は一切責任を負いません。
- 証拠金維持率が当社の定める水準を下回った場合の追証ルール、ロスカットルールの適用は遅延することがあります。適用の遅延により発生した損失等について当社は一切責任を負いません。

ロスカットルールは次のとおりとなります。

1. すべての未約定の新規注文が失効（取消）されます。
 2. 1の結果、なお証拠金維持率がロスカット水準を下回っている場合、Lightning FX・Lightning Futures の全建玉を自動的に反対売買して決済します（ロスカット注文）。
- ロスカット注文は、全建玉に対して成行で決済注文を行います。
 - ロスカットルールが適用されると、全建玉の決済注文が約定するまで取引を再開することができません。
 - 不足金が出た場合は、ビットコインの送付、日本円のご出金、bitWire のご利用を停止いたします。

・証拠金の振替入金と振替出金

1. 振替入金（bitFlyer アカウント → Lightning FX口座または Lightning Futures 口座）
 - 振替入金は 24 時間 365 日受け付けます。
 - 預入証拠金は振替指示完了と同時に増額されます。
 - 振替入金は、bitFlyer アカウントの振替可能金額の範囲内となります。
2. 振替出金（Lightning FX口座または Lightning Futures 口座 → bitFlyer アカウント）
 - 振替出金は 24 時間 365 日受け付けます。
 - 預入証拠金は振替指示完了と同時に減額されます。
 - 振替出金は、Lightning FX口座または Lightning Futures 口座の振替出金可能額の範囲内となります。

原則、24 時間 365 日受け付けます。ただし、次の時間を除きます。

- システムメンテナンス時間

4. 大規模なブロックチェーンの分岐現象への対応

1. お客様への告知方法
当社が取り扱う暗号資産に係るブロックチェーンにおけるプロトコルの後方互換性および前方互換性を失わせる、計画的に実施される大規模なアップデート（以下「ハードフォーク」といいます）が発生することが判明した場合、ハードフォークに伴う当社サービスの一時停止および当該一時停止の解除も含め、当社の対応方法を当社サイト、メールその他の当社が適切と認める通知手段でお客様に通知します。また、当該暗号資産がレバレッジ取引の原資

産である現物暗号資産または当該レバレッジ取引にリンクした暗号資産指標に係る現物暗号資産である場合、上記の該当通知手段で通知します。

2. ハードフォークが発生したときに生じる当社サービス停止措置について
 当社は、ハードフォークによりお客様財産の保全およびお客様との取引の履行に何等かの支障が生ずるおそれがある場合、当社の定める期間、暗号資産の売買、預入、送付等が停止する可能性があります。当社は相互に互換性がなくなるリスクや取引が遡って無効になるリスク、大幅な価値下落が発生するリスクなどを総合的に考慮した上で当社サービスの一時停止および当該一時停止の解除の判断をいたします。また、停止以降、当社サービス再開までの間、金銭および暗号資産の出金ができなくなります。停止期間中に生じた当該暗号資産の価格変動等によりお客様に損失が生じる可能性があり、当該損失について、当社は一切の責任を負いません。
3. ハードフォークにより生じた新暗号資産のお客様への付与について
 ハードフォークの基となる暗号資産およびハードフォークにより生じた新暗号資産の取扱いの有無や取扱方法については当社が決定します。その結果、お客様に新暗号資産を付与しない場合もありますが、当社では、新暗号資産を付与しないことにより発生した損失について、責任を負いません。
4. 新暗号資産の付与等に伴い要する手数料について
 当社は、新暗号資産のお客様への付与その他のお客様保護のために必要な措置に伴い現に生じた業務に要したシステム構築費等の費用を、手数料としてお客様から徴収する場合があります。
5. レバレッジ取引における新暗号資産の権利調整について
 当社はレバレッジ取引における新暗号資産の権利調整に伴い現に生じる業務に要したシステム構築費等の費用を、手数料としてお客様から徴収する場合があります。
6. 新暗号資産の発生および付与に伴うレバレッジ取引の建玉の権利調整方法について
 当社は新暗号資産の発生および付与に伴うレバレッジ取引の建玉の権利調整方法を都度調整し、あらかじめお客様への通知を行うものとします。
7. 計画されたハードフォークおよび新暗号資産への当社対応指針について
 ブロックチェーンが分岐するおそれのある計画されたハードフォークおよびハードフォークにより生ずる新暗号資産への対応指針については、「計画されたハードフォークおよび新仮想通貨への当社対応指針」 (<https://bitflyer.com/ja-jp/guidelines-hard-forks>) をご参照ください。

5. 手数料等に関する事項

Lightning FX の場合は証拠金、スワップポイントおよび SFD、また Lightning Futures の場合は証拠金およびスワップポイントが必要です。

Lightning FX/Futures スワップポイント (※5)

00 時 00 分 00 秒に前日分のスワップポイントが確定されます。スワップポイントは建玉決済時に証拠金に加減算されます。

建玉	スワップポイント
買建玉	(建玉金額の絶対値 × 0.04% /日) の合計 (単位: 円) (※6)
売建玉	

※5 スワップポイントは Lightning FX と Lightning Futures においてそれぞれ発生します。

※6 建玉金額とは、前日の終値にお客様の保有するポジション数量をかけた金額を指します。

Lightning FX/Futures 証拠金

証拠金率
25% (レバレッジ 4 倍の場合) ~ 100% (レバレッジ 1 倍の場合)

Lightning FX SFD (Swap For Difference)

Lightning FX 取引価格と Lightning 現物 (BTC/JPY) 取引価格が 5% 以上乖離している場合、約定ごとに以下の Lightning FX SFD が発生します。SFD は約定ごとに発生し、ポジションの決済時に清算されます。ただし、決済注文の約定時には、付与いたしません。

約定の種類	新規注文	決済注文
価格乖離を拡大する方向の約定	SFD 徴収	SFD 徴収
価格乖離を縮小する方向の約定	SFD 付与	SFD なし

- 「価格乖離 (%)」は以下の式で計算されます。

$$\text{価格乖離 (\%)} = (\text{Lightning FX 取引価格} \div \text{Lightning 現物 (BTC/JPY) 最終取引価格} - 1) \times 100$$

- 「SFD」は以下の式で計算されます。

$$\text{SFD (円)} = \text{取引数量} \times \text{Lightning FX 取引価格} \times \text{SFD 比率}$$

SFD 比率は以下のとおりです。

価格乖離	SFD比率
5% 以上 10% 未満	約定金額の 0.25%
10% 以上 15% 未満	約定金額の 0.50%
15% 以上 20% 未満	約定金額の 1.00%
20% 以上	約定金額の 2.00%

Lightning FX の現物決済に係る手数料

利用者より注文を受けた翌営業日の当社任意時点の Lightning FX 板の加重平均約定価格 x 建玉数量 x 20%で算出した日本円金額

6. 事業報告書・直近の財務書類の内容

当社は、当社ウェブサイト (<https://bitflyer.com/ja-jp/company>) にて、定期的に事業報告書、直近の財務書類および監査報告書等の内容等を公表します。

暗号資産の性質に関する説明

- 暗号資産は、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、また不特定の者を相手方として購入および売却を行うことができます。なお、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。
- 暗号資産は、発行者による制限なく、本邦通貨、外国通貨、または他暗号資産との交換を行うことができ、本邦通貨や外国通貨、他暗号資産との交換市場が存在します。

当社が取扱う暗号資産は以下です。

- ・ビットコイン (Bitcoin)

ビットコインは暗号資産です。中央銀行や特定の企業のような発行体無く、発行上限があるのが特徴です。実際に価値を持っており、価値の源泉は人々の信用のみで、多くの人が価値があると信じているから価値が生まれます。暗号技術を利用した分散型台帳であるブロックチェーン技術に基づき、価値を保有、移転できます。

【令和 2 年 4 月 20 日制定】

【令和 2 年 5 月 1 日改定】